

# 奨学寄附金 ご寄付の流れ

貴院

奨学寄附金申込書を記載いただき

教授：nishimura.masahiro.dent@osaka-u.ac.jp もしくは

講座秘書：nozawa-e@office.osaka-u.ac.jp もしくは

医局長（若林）：wakabayashi.kazumichi.dent@osaka-u.ac.jp

へメールで添付送付ください（←ここで申し込みとなります）

教授会で報告（寄付者・金額）

大学

教授会のタイミング次第で1～2か月後  
教授会後3日程度に、貴院へ振込依頼書を送付します

貴院

振込依頼書に記載の口座へ、寄附金をお振込みください

大学

お振込みを確認後、大学から領収書が発行されます

## 税法上の優遇措置について

<https://www.miraikikin.osaka-u.ac.jp/exemption/> より抜粋

### 税法上の優遇措置について-個人の場合

#### 所得税の軽減

大阪大学への寄付金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第二号）として財務大臣から指定されています。

具体的には、寄付金の額（当該年分の総所得金額等の40%を限度とする。）から2,000円を除いた額を所得から控除することができます。

#### 住民税の軽減

所得税の軽減に加えて、大阪大学への寄附金を個人住民税の控除対象としている都道府県・市区町村にお住まいの皆様は住民税についても税額控除の適用を受けることができます。

#### 個人住民税控除対象の都道府県及び市区町村

- ・都道府県：大阪府
- ・市区町村：大阪市・吹田市・豊中市・茨木市・箕面市

### 税法上の優遇措置について-法人の場合

大阪大学への寄付金は、法人税法上の指定寄附金（法人税法第37条第3項第二号）として財務大臣から指定されています。具体的には、寄付金の全額を、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。